

軽度者への福祉用具貸与・住宅改修及び要介護1・2の生活援助の継続を求める意見書

昨年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」が閣議決定されました。この方針では、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれています。また、住宅改修、要介護1・2の生活援助についても原則自己負担化が財務省より意見されているところです。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づき、福祉用具専門相談員が福祉用具サービス計画を作成し、これによって適切なサービスが提供され、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

仮に、福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、手すり、歩行器等の利用が減ることにより、転倒、骨折などが発生しやすくなり、結果として介護度の重度化を招く恐れもあります。その結果、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費の増大を招きかねません。さらに介護人材不足に拍車をかけることにもなります。

また、「生活援助」はケアプランに基づき計画的に実施されており、専門家が生活援助に入ることで、微妙な変化に対しても早期の対応が可能となり、重度化の進行を抑えています。

よって、国におかれては、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具、住宅改修の利用、要介護1・2の「生活援助」を、現行どおり介護保険の給付対象として継続することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月29日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
} 様